

「独立行政法人労働安全衛生総合研究所契約監視委員会」の審議概要について

平成23年度第2回契約監視委員会が、平成23年12月21日（水）に、労働者健康福祉機構本部18階会議室において開催されましたので、その審議概要についてお知らせします。

平成23年度第2回独立行政法人労働安全衛生総合研究所契約監視委員会（概要）

開催日及び場所	平成23年12月21日（水）労働者健康福祉機構本部18階会議室	
委員（敬称略）	田極春美（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）主任研究員） 竹内啓博（公認会計士） 山本勲（慶応義塾大学商学部准教授） 榎本克哉（監事） 室中道雄（監事）	
審議対象	○平成23年度7月～11月に契約締結した案件 ・競争性のない随意契約 ・一者応札・応募となった契約 ○平成23年度末までに契約締結が予定される調達予定案件の事前点検 ○平成24年4月に契約が予定されている調達案件	
議 事	冒頭、以下の説明を行い、了承を得た。 ○点検・見直しの審議について ・委員会における審議方法 ・労働安全衛生総合研究所の契約の状況、随意契約等の見直しに関するこれまでの取組状況の説明 ・平成23年7月～11月における競争性のない随意契約（1件）、一者応札・応募となった契約（11件）及び平成23年度末までに契約締結が予定されている調達案件（4件）、並びに平成24年4月に契約締結が予定されている調達案件（1件）について	
	委員からの意見・質問に対する回答等	
	○平成23年度7月から11月に締結した一者応札・応募となった契約について	
	予定価格算定にあたり複数の見積を取っているが、1者応札となっているものがあるが、その理由は教えて欲しい。	複数の代理店から見積を徴取しても、実際入札参加の際にはメーカーが代理店を指定してしまうケースがあると考えられる。
「No.3 交流磁界計測計 一式」は複数の機種を選定してそのいずれかとしており、複数の機器の見積を徴取しているにもかかわらず1者応札となっているが、その理由を教えて欲しい。	本件はA社の機器又はB社の機器又は同等品のいずれかを納品することを前提として調達を行ったものであるが、A社の機器が見積の時点で安価であったため、結果的に、A社の代理店による1者応札となったものである。	

	<p>「No.7 静電気放電観測システム一式」について、他社が作れない理由があるのか。</p> <p>また、仕様書が他の案件と比較すると抽象的なので、仕様を具体的に示すとともに、法人の改善内容のとおりに進めてもらいたい。</p>	<p>実験の画像、動画の撮影に使用する装置であるが、画像の画素数、撮影のスピード等他社では仕様を満たすことができないものであり、同等品を見つけることができなかったものである。</p> <p>ご指摘のとおり仕様の改善を行うとともに、お示しした改善内容を進めてまいりたい。</p>
	<p>「No.7 遠心力載荷装置保守点検一式」について、他の法人では複数応札となったとのことであるが、本件が1者応札となった理由を教えてください。</p>	<p>当該法人に複数応札と理由を照会したところ、仕様書に自社の部品が使用されていることから保守を行えると考えたようだが、結果的に装置全体に占める自社の部品割合が低かったことから全体の保守を行うことは難しかったとのことである。</p> <p>その業者に対し当研究所からも仕様を示し入札への参加を呼びかけたところであるが、他法人からの理由のとおりであり、入札には参加できないとのことであった。</p>
	<p>総論として、研究機器の購入など公告をまとめて行い、入札を同一日に実施するなど公告方法を検討できないか。</p>	<p>研究にも様々なテーマがあり難しいところもある。実際同一日に複数件の入札を実施するなど行っているところである。</p>
	<p>1者応札を改善するために他の法人に照会をかけるなどの改善方策があるが、独法よりも民間の研究所、大学などに照会することとしてもよいのではないか。</p>	<p>研究員は他の独法だけでなく、民間企業、大学等と交流もあることから、そのようなつながりも活用していきたい。</p>